

国住備第34号
平成20年7月7日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

「シックハウス症候群患者」の公営住宅への入居について

居住環境に由来する健康障害を総称するいわゆるシックハウス症候群（以下「シックハウス症候群」という。）については、これまで政府として様々な対策を講じてきており一定の成果を上げてきているところである。

しかしながら、依然としてシックハウス症候群の患者が存在し、そのうち、住居における化学物質を原因とするシックハウス症候群患者（以下「シックハウス症候群患者」という。）の中には、自宅に住むことが困難となっている者が存在する。

このため、この度、「シックハウス症候群患者の公営住宅確保に係る医学的な知見に関するガイドライン」（別添）（以下「ガイドライン」という。）が厚生労働科学特別研究事業の中で作成されたことを受け、住居における化学物質を原因とするシックハウス症候群患者であって、現在の居住地から転居することが健康上有効と診断されたものについて、発症の原因を取り除くための自宅の改築等一定期間における一時的な居住の場の確保等を図るため、当該者の公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）への入居の取扱い等に関し、以下の事項について特段の配慮をお願いする。

また、貴管内の事業主体に対してもこの旨周知されるようお願いする。

なお、本通知の内容については、厚生労働省とも協議済みであり、同省から地方公共団体の衛生主管部局にも通知される予定であることを念のため申し添える。

記

第一 公営住宅の目的外使用について

事業主体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）第22条の規定に基づく承認を得た上で、発症の原因を取り除くための自宅の改築等一定期間における一時的な居住の場を確保するため、シックハウス症候群患者に公営住宅を目的外使用させることができる。

事業主体は、目的外使用させる場合であっても、当該住宅の使用状況を把握するこ

と等適正かつ合理的な管理を行うよう努めること。

目的外使用に係る国土交通大臣の承認については以下のように取り扱う。

一 次に掲げるすべての要件に該当する場合には、公営住宅をシックハウス症候群患者に目的外使用させたときから一ヶ月以内に、別記様式により地方整備局長等（補助金適正化法第26条第1項の規定により国土交通大臣の権限を委任された地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長をいう。）に事後報告することをもって、補助金適正化法第22条に規定する承認があったものとして取り扱う。

① 目的外使用によって入居を認められるシックハウス症候群患者は、住居における化学物質を原因として発症したことが本人及び住居の検査で明らかになっており、現在の住宅に継続して居住することが健康上不適切であり、かつ、当該住宅から転居することが健康上有効であることが客観的に証明される者であること。

なお、事業主体は、入居申込者からシックハウス症候群の症状の申告があった場合には、クリーンルーム（環境中に微量に存在する物質を除去した超清潔空間の中で、これらの物質を定量的に患者に負荷することにより様々な検査を行うための施設）又は専門外来を設置している医療機関のシックハウス症候群について知見を有する医師により作成されたシックハウス症候群に関する診断書（ガイドライン別紙）により申告内容の確認を行うこと。

② 目的外使用に係る期間については、予めシックハウス症候群患者から必要な期間を聴取した上で、原則として一年を超えない期間を設定すること。

③ 目的外使用させる場合の使用料については、近傍同種の住宅の家賃以下で公営住宅の入居者に係る家賃と均衡を失しない範囲で、公営住宅の入居者家賃の決定に準じて、①のシックハウス症候群患者の経済状況に応じて適切に設定するものとする。

二 一の基準に該当しないものであっても、特別な事情がある場合においては、地方整備局長等の承認を得て目的外使用することができる。

第二 優先入居の取扱いについて

第一の一①の要件を満たすシックハウス症候群患者については、その住宅に困窮する実情に応じて、地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、優先入居の取扱いを行うことが可能であること。

第三 特定入居の取扱いについて

現に公営住宅に入居している者（以下「既存入居者」という。）又は同居者が第一の一①の要件を満たすシックハウス症候群患者となり、当該既存入居者から他の公営住宅への入居の申し出があった場合には、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第5条第3号に基づき特定入居の措置を講ずるよう努めること。

第四 事業主体における手続き

一 第一から第三の取扱いをする場合において、シックハウス症候群患者に入居先候補となる公営住宅を紹介し、入居決定するまでの間における手続きについては、以

下によること。

- ① 原則として、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンについて室内濃度測定が行われており、これら物質の空気中の濃度が厚生労働省の定める指針値（ガイドライン表1参照）を下回ることが確かめられている住戸又はその住戸と同様の仕様である類似住戸で指針値を下回っていると推定される住戸から選定し紹介すること。

ただし、測定後に壁紙等を補修したこと等により当該揮発性有機化合物の濃度が上昇しているおそれがあると考えられる住戸は除くこと。

なお、室内濃度測定値については、シックハウス症候群患者に対して情報提供すること。

- ② ①以外の住戸を紹介する場合の測定費用又はシックハウス症候群患者が揮発性有機化合物の種類を追加した測定若しくはより高精度の測定を求める場合等の費用は、当該シックハウス症候群患者の負担とすることができること。
- ③ 提供する住戸について入居の決定をする前にシックハウス症候群患者に紹介し、入居が可能か否かを確認すること。
- ④ 入居先の決定に際し、①から③の手順を踏むことにより時間を要する場合はあることをシックハウス症候群患者に十分説明し、理解を得ること。

二 一の手続きを経て入居決定したシックハウス症候群患者が、入居後に症状が改善しない場合又は悪化した場合には、地方公共団体の衛生主管部局、保健所等の関係機関（以下「地域衛生主管部局等」という。）と連携して、住まい方の改善、医療機関の受診等を勧め、これらの対応をしてもなお症状が回復する見込みがないと判断したときは、必要に応じて、退去又は他の住宅を斡旋する等の措置をとること。

三 事業主体は、入居決定を行う際、シックハウス症候群患者に対し、以下の事項について十分に説明し、理解を得ること。

- ① 第一の一②の期間が経過した場合には、入居者は退去しなければならないこと。
- ② 公営住宅に入居した後に、現在の症状が改善しない場合又は悪化した場合には、入居者は、できるだけ速やかにその旨を事業主体に申し出ること。
- ③ 二の場合においては、事業主体が退去又は他の住宅を斡旋する等の措置をとる場合があること。

第五 事業主体と地域衛生主管部局等との連携等について

以上の実施に当たっては、事業主体は、地域の実情に応じ、地域衛生主管部局等と例えば以下のような緊密な連携を図り、継続的な協力関係を築くことにより、シックハウス症候群患者の支援のために適切な対応を図るよう努められたい。

特に、保健・医療面に配慮した対応については、専門知識及び体制を有する地域衛生主管部局等の意見を求めて行うこと。

[連携方策の例]

一 事業主体から地域衛生主管部局等に対する情報提供等

- ① 公営住宅の空家状況
- ② ①の公営住宅における今後の維持修繕工事の実施予定等

③ ①の公営住宅において室内濃度測定を行っている場合、当該測定結果

④ シックハウス症候群患者から第四の三②の申し出があった場合、その内容

二 地域衛生主管部局等から事業主体に対する協力・助言等

① 地域におけるシックハウス症候群患者の実態やシックハウス症候群患者からの要望についての情報提供

② 事業主体がシックハウス症候群患者に紹介する公営住宅を選定する際の協力

③ シックハウス症候群患者に提供可能な住戸に複数の入居希望があった場合に、事業主体が入居者を選考する際の助言

④ 公営住宅に入居しているシックハウス症候群患者からの相談についての協力

なお、地域衛生主管部局等がない市町村にあっては、当該市町村及び都道府県である事業主体が協力して当該都道府県の地域衛生主管部局等と同様の連携を図ること。

また、市町村の区域内において、当該市町村が管理する公営住宅以外に他の事業主体が管理する公営住宅がある場合にあっては、当該事業主体間でシックハウス症候群患者からの公営住宅への入居に関する相談窓口を一元化する等緊密に連携し適切に対応すること。

別記様式

番 年 月 日 号

〇〇地方整備局長 殿

事業主体の長 氏 名 印

シックハウス症候群患者による公営住宅の目的外使用の報告について

標記について、下記のとおり報告する。

記

1. 目的外使用に係る団地名等

団地名	所在地	建設 年度	団 地 総戸数	補助金 交付年度	使用 戸数	開 始 年月日	使用 期間	使用料	備 考 (最近の 応募倍率)

2. 主な目的外使用の条件

3. 事業主体における公営住宅の過去3カ年の応募状況等

年 度	募集戸数	応募倍率	備 考

(注) 募集戸数は、当該年度における新築及び既存住宅に係る募集戸数である。

4. 事業主体における公営住宅の空家戸数等

(平成 年 月 日現在)

公営住宅管理戸数	公営住宅空家戸数	公営住宅空家率	備 考
戸	戸	%	

(注) 空家戸数には、建替を控えたいわゆる政策空家を除く長期空家（1年以上入居者を募集しているにもかかわらず入居のない空家）の戸数を計上すること。

5. 添付資料

シックハウス症候群に関する診断書の写し